

団体用署名用紙

いりやーせ

東海圏大学非常勤講師組合機関紙

2009.5. 号外

東海圏大学非常勤講師組合

住所 〒467-8501
名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1
名古屋市立大学菊地夏野研究室気付
TEL/FAX 052-794-3956
E-mail : toukaihiyoukin@ yahooogroups.jp
郵便振替口座 00890-6-168422
東海圏大学非常勤講師組合あて

「ペンネーム使って
いいですか？」

聞いてみたら

3月2日
名古屋地裁に提訴しました

いきなりクビ!?

「採用内定取消し」類似の事態が、昨年11月に大同工業大学で発生しました。企業が財務危機を口実にするのに対し、本件は適切な理由も示されていません。

高森晃一さんは、来年度開講の「環境を科学するⅡ」の講義担当として、大学側の担当者からもメールで「授業担当をお引き受けいただき、誠にありがとうございます」との採用回答を受けていました。ところが、他大学ですでに使用していることもあって、ペンネーム使用の可否を打診したところ、大学側から「御本名で」といわれたので、理由を再度問い合わせると、突然「来年度の監査が入った時に、給与・時間割等でご本名とご出講名が異なると問題になる」などのことから、「白紙に戻さ」れ、そのまま解雇されたもの。

仕事上での通称使用は、結婚以外でも行われています。本人確認ができればよく、文部科学省も通達類を発していません。

非常勤講師のクビは、自由に切れるのでしょうか。全体の3分の1程度のコマを非常勤講師が受け持ち、高等教育の現場の大きな割合を担っている現状からみて、真理と学問の府たる大学の処遇として、大問題です。

こんな事態を放置することはできません。非正規労働者の経済的・社会的な地位を、ますます危うくするものでもあります。高森さんは、3月2日に名古屋地裁に地位確認の訴えを提訴しました。どうか、多くのみなさんのご支援を訴えます。

争点その① 成立した契約の破棄である

大学側窓口からの意思表示は、口頭による労働契約の受諾です（契約は口頭でも可）。大学非常勤講師の出講は、前年度半ばに、大学側担当者からの口頭による依頼とその了承で、実質的に決まります。書面の契約書は最初の講義の日以降に交わされます。

争点その② 解約は権限の濫用である

解約するとしても、その条件は契約の前提を覆すものや社会通念に反した場合でなければならないはずです。高森さんは、講義担当能力で判断されたはずです。ペンネーム使用が解約条件たりうるのでしょうか？

争点その③ 不合理な一方的解約である

いったん意思表示がなされ、契約が成立した後は、仮に解約するとしても、少なくとも理由が提示されるはず。本件では、ペンネーム使用が認めない理由は、適切に示されていません。労働条件は、労働者と使用者とが対等に決定するもの。これでは一方的です。

公正な裁判を求める署名にご協力お願いします

＊その他裁判勝利のため、皆さんに以下のことをお願いしています

1 賛同募金（1口1000円、できれば複数口）をお願いします。
振込口座 00890-6-168422 東海圏大学非常勤講師組合または
ゆうちょ銀行（普）12480-6798391 口座名義人：松岡かおる（銀行ネットバンキングからも可）

2 裁判の傍聴をお願いします（日時はブログまたはメルマガでご案内します）。

3 支援集会などにご参加ください。

4 ブログをご覧ください。 http://blog.goo.ne.jp/ko_syndicate/

5 メールマガジンをお読みください。 takamoriml@jitan-after5.jpにてお申込み受付

大同工業大学非常勤講師の解雇無効を求める裁判の 公正判決を求める要請書

名古屋地方裁判所民事第1部
裁判長 多見谷 寿郎 殿

要 請 書

高森晃一さんは、大同工業大学(2009年度から大同大学)の担当者から、紹介者を通じて「環境を科学するⅡ」という講義の出講依頼を2008年10月に受けました。高森さんは、科目適合性、出講日、賃金等の条件を確認・調整したうえで、了解の返事を送りました。これに対して大学側担当者は、「授業担当をお引き受けいただき、誠にありがとうございました」との返信をし、契約が成立しました。ところがその後、高森さんは大学側の要請に応じて履歴書を送付した際に、ペンネームの使用(高森さんは出講している他校でもペンネームを使っています)の可否を問い合わせたところ、認められないという返事を受けたことから、再度理由を問い合わせたところ、突如、「今回の件はご縁がなかったということで、白紙に戻させて」いただきます、という連絡により、契約が打ち切られました。

この契約打ち切りは、いったん成立した労働契約を、適切な理由なく一方的に打ち切るものです。また、今回の無謀な解雇を認めることは、大学教育における非常勤講師の果たす役割の役割にもかかわらず、その無権利な地位をいっそう劣悪化させるものです。非常勤講師の教育労働者としての権利の確立は、大学を大学たらしめ、大学に新たな息吹を吹き込むことに深く関わるものと確信しています。さらに、昨今、正規切り・派遣切りが大きな社会問題となるなか、今回の裁判は、使用者による安易な解雇強行を抑止することにつながるものです。

以上のような次第ですので、貴裁判所において、公正な審理を、要請いたします。

【要請事項】

- 1、高森晃一さんの解雇を認めないでください。
- 2、本件において、担当教員からの(非常勤講師採用の)意思表示は大学意思表示を示すものです。契約の成立を認める判決をして下さい。
- 3、本件において、担当教員からの解約の意思表示は解約の条件に沿うものとはいえず、権限の濫用であることを認める判決をしてください。
- 4、本件において、大学の合理的な理由の提示・説明のない労働契約の一方的な解約は違法であることを明らかにしてください。

2009年 月 日

連絡・署名送付先

東海圏大学非常勤講師組合

〒463-0082 名古屋市守山区村前町162

TEL 052-794-3956

団体名	
代表者氏名	
団体住所	